

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成23年12月7日(水) 午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	高 阪 康 彦	副委員長	安 藤 洋 一
	委員	戸 谷 裕 治	委員	松 本 正 美
	委員	菊 地 久	委員	中 村 英 子
	委員	吉 田 正 昭		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	河 瀬 広 幸
	総務部長	加 藤 恒 弘	総務課長	江 上 文 啓
	総務部次長 兼 税 務 長 課	服 部 康 彦	安 心 安 全 課 長	岡 村 智 彦
	政策推進室 長	伊 藤 芳 樹	政 策 推 進 課 長	山 本 章 人
	民生部長	齋 藤 仁	民 生 部 次 長 兼 住 民 課 長	犬 飼 博 初
職務のため 出席した者	議 長	黒 川 勝 好	議 事 局 長	松 岡 英 雄
	補 佐	伊 藤 恵 美 子	書 記	山 田 尚 徳
付託事件	<p>議案第61号 蟹江町暴力団排除条例の施行に伴う関係 条例の整備等に関する条例の制定につ いて</p> <p>議案第62号 蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部改正 について</p> <p>議案第63号 蟹江町立保育所設置条例等の一部改正に ついて</p> <p>議案第64号 蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部改正について</p>			

○委員長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。定刻までにお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は、4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いいたします。

最初に、議案第61号「蟹江町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明はございません。お願いいたします。

○委員長 高阪康彦君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 松本正美君

暴力団の排除条例ということで、ちょっと3点ほどお聞きしたいんですけども、この24年の1月1日から施行ということで決まったわけですけども、その暴力団の排除に関する法令及び関連情報等について、職員の方々に周知を図るための研修などをやられたのか、まず一つお聞きしたいのと、それとですね、この条例に対しての利用者への周知徹底を、どのようにこれから図っていかれるのかお聞きしたいのが2点、それで3点目に、公の施設の利用についてですけども、許可条件について利用許可書の許可条件の中に、この暴力団に関する事項が入ってくるのかどうか、この3点をお聞きしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

3点ほど質問がありました。

まず、1点目の職員への研修でございますが、こちらのほうは暴力団排除条例の職員への

研修ということは、これは施行が決まりましたら警察等と調整をして行っていく考えでございます。

2点目の利用者への周知の徹底についてでございますが、こちらのほうは啓発の関係とか、そういうことで利用者への周知の徹底を行っていきたいと思いますし、公の施設のほうの関係につきましても、またそちらのパンフレットとか文書等、またお出しをしたいというふうに考えております。

3点目が公の施設の利用の許可条件の点でございますが、こちらのほうは条例のほう、公の施設ということで、蟹江町の公民館を初め10の施設のほうの事務改正を今回行いまして、許可条件ということにつきましては、まず暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の暴力団の利益になると認めるときにつきましては、許可のほうをしないということで一部改正になっておりますので、そちらのほうは許可条件ということではなくて、まず許可をしないということになりますので、そういう暴力団の関係に関しては許可条件ということはずありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員 松本正美君

それと、周知徹底はこれもう来年の1月1日ですので、早いことこれやっていたかかないといかんと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員 安藤洋一君

これの、例えば実際その窓口に来られた場合、そのときその見きわめですね、見きわめ、あんた、暴力団でしょうとは言えんし、そういうのの見きわめと、それから断れるのかどうなのかということ、実際に。実際問題、その辺が非常に難しいと思うんですけども、その窓口の方の身の安全もありますし、その辺の安全を確保しながら、この条例を施行していくというのの難しいところをどのように対策を考えておられるのか。

○安心安全課長 岡村智彦君

そちらのほうの暴力団の排除条例の関係、今回の議案の公の施設のほうの一部改正ではなくて先回のときだと思いますが、まず窓口に来たときの見きわめというのは非常に難しいですので、まずそういう疑いがある場合、そういうときに関してわからないと、何かうわさでもいいですけども、情報をすぐに私のほうにまず教えていただいて、または担当課長から警察のほうへすぐに連絡をしていただく。そうすると、警察のほうがすぐに対応するというようなことは言っております。

あと、断れるのかということなんですが、実際には公の施設だとか、またはそういうような許可の関係の場合は、決裁等に回したときに即ということではありませんので、またそちらも警察のほうと連携をして審査をするという格好になると思います。

あと、身の安全に関しましては、一応愛知県の条例のほうでそのような保護はしていただけるということになっておりますので、またそれも警察のほうと連携を結んで、即対応して

いただけるというお話は聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○町長 横江淳一君

先ほどの松本委員の質問にもありましたし、今、安藤委員の質問もありましたけれども、住民にどのように周知徹底するかということは、本当にこれ緊急の課題だと思っています。

それで、実は12月19日、20日の両日、ことしから2日間になりましたけれども、尾張温泉の招待日というのがございまして、各戸に今招待状を配ってございます。1日だけではさばききれない、2日間欲しいという町民の皆様方のご要望にお答えして2日間の開放日をつくりましたが、その開放日の1日目、19日に、実は蟹江警察とともに私も含めて、暴力団排除条例に関するいろいろなPR活動をあの場所でやりたいというように思っています。

署長さんとお話し合いの中で、これは1月1日から施行されるんですけども、随時公の場所でタイアップを組んで周知して、このような条例が発布されましたよということにつきましての広報活動をやりたいというふうに思っておりますので、どこまで徹底できるかはこの場ではなかなか申し上げにくいこともございましょうが、とりあえず19日、尾張温泉の中でまず第1回目をやりたいということを思っております。これは安心安全課長も多分配置に着くと思いますけれども、一応そういうことでできるだけタイアップして、これからもどんどん広めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

○委員 戸谷裕治君

つまらない質問かもしれませんが、この暴力団の利益に関することで、例えばおかしな話ですけども、神戸の震災のときに山口組の本部のほうが震災被災者に対していろいろ救援したということで、いやなかなか立派な暴力団だと、これはどういう理解をしているのかなと思う、こういうの、それは暴力団に対する利益に、取り方によって。だから、そういう何か限られて、例えば年末の歳末助け合い運動の何かにされたとか、これも何かおかしな取り方をするとそういうことも可能かなと。それは暴力団がええ暴力団だなという利益かなと思ったり、そこら辺が。だけれども、そういうことはやってはいかんとは言えんしね。暴力団という人じゃなしに、暴力団にかかわる人が施設を借りられて、そこに暴力団の人たちがたくさん参加されたら、そういうことをされた場合は、これはどういうぐあいにするんだろう。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、暴力団員個人の私的な利用というのは対象ではございません。まず暴力団ということになります。たまたま個人がやられたときに関しましても、いろいろな義理かけ行事だとか、各種興行等の開催の関係になってきまして、そうすると暴力団の活動に利用されるということになると、暴力団の利益になると認められるときに関しましては、そういうものに関して、利用とかいろいろなことは取り消しをするということになります。

例えば斎場なんか利用したときなんかは、たまたま元暴力団員だったというような例外で

すけれども、そういう方が利用した場合に、皆さん葬儀や何かのときに花輪だとかいろいろなものに暴力団の名前がもしあれば、そういう場合は当然、義理かけ行事だとかというようにみなしますので、そういう私上に許可の関係はご遠慮くださいというように書き込んであります。そういうようなほうのところへの利用というおそれがあるということに関する場合は、常に警察と協議をしてその辺に対処をするということになると思いますので、よろしくをお願いします。

○委員 戸谷裕治君

一般の方と暴力団が接するという、これはだめですよというようなことを排除しているというのがこれなんですけれども、その一般の方と今のお話で、例えば葬儀がありましたと、いろいろお花とかいただきましたと。それで、暴力団という名前では来ないわね。名前で来たときに、今度はあいつはもうこれで暴力団とおつき合いのある人間だということになっちゃうのかな、そういうのどうなのか。

○安心安全課長 岡村智彦君

非常に難しいことですが、暴力団員とのそういうおつき合いということになるんですけれども、個人のところに関しましては、先ほど申したように利用の対象とするということではないんですけれども、あくまでその団員であるということがわかってみえて、そこが何とか組だとか、指定暴力団か何かであれば、当然そのような関係がそちらのほうの利益にもなっていくということである場合は、当然対象になります。そちらのほうは我々でもわかりませんので、当然そういうような何か情報が入ったり、もちろん町民の責務だとか、そういうところで情報をお知らせしていただくということになりますので、警察のほうとまた協議をしてということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第61号「蟹江町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第62号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

の一部改正について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第62号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで総務部長、次長、課長の退席を許可します。

入れかえのため暫時休憩します。

(午前 9時14分)

○委員長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時16分)

○委員長 高阪康彦君

次に、議案第63号「蟹江町立保育所設置条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「特にございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第63号「蟹江町立保育所設置条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで政策推進室長、課長の退席を許可します。

入れかえのため暫時休憩をします。

(午前 9時17分)

○委員長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時18分)

○委員長 高阪康彦君

次に、議案第64号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「別段ございません。よろしく願いいたします」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 松本正美君

今回の条例では、兄弟姉妹に拡大されたということで出されているわけなんですけれども、特に今回の東日本大震災で行方不明になられた方が結構あって、それを確定というか、災害による死亡の推定をするのに非常に苦慮されていたということだったんですけれども、本町としてはどのように決められていくのか、その点を規定があるのかお聞きしたいと思います。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

死亡の推定でございますが、通常は災害から1年ということで行っておりましたが、先生言われたように、東日本大震災は今回3カ月という短期で死亡推定という形で弔慰金を払っているというふうに聞いております。

○委員 松本正美君

わかりました。ありがとうございます。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第64号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件はすべて終了しました。

なお、委員長報告については私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前 9時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 高 阪 康 彦